

(別紙)

光市三島温泉健康交流施設指定管理者募集要項

光市三島温泉健康交流施設は、三島温泉の泉源を活用し、市民の福祉の向上と健康増進を図ることを目的とした施設です。

施設の運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を得ることが求められます。

このため、本施設の管理運営に当たっては、民間の能力を活用し、利用者へのサービスの向上と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入します。

ついては、下記のとおり指定管理者を公募します。

記

1 施設の概要

(1) 名 称 光市三島温泉健康交流施設

(2) 所 在 地 光市三井六丁目 6 番 1 号

(3) 設置目的

温泉を活用し、市民の福祉の向上と健康増進を図るとともに、交流を通じた活力ある地域づくりに寄与する。

(4) 施設の規模等

ア 敷地面積 8, 5 7 2 m²

イ 建 物

(ア) 本館棟

構 造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 平屋建て

延床面積 1, 0 4 2 m²

施設内容 浴室、家族風呂、リラックスコーナー、休憩室、多目的室、いこいの部屋、会議室、事務室、エントランスホール 等

※施設の詳細は、所要室一覧表（参考資料 1）、施設図面（参考資料 2）、備品一覧表（参考資料 3）を参照のこと

(イ) 機械室棟

構 造 鉄筋コンクリート造 平屋建て

延床面積 8 1 m²

(ウ) 便所棟

構 造 木造 平屋建て

延床面積 2 2 m²

ウ その他施設

(ア) 交流広場

- 延面積等 多目的広場 900 m²
- (イ) 駐車場
- 収用台数 76台（障害者用2台分を含む。）
- (6) 施設の設置年月日 平成24年10月13日
- (7) 温泉概要
- ア 温泉名 三島温泉
- イ 泉 質 ナトリウム・カルシウム－塩化物冷鉱泉
- ウ 泉 温 21.8℃
- エ 湧出量 424.6リットル／分

2 指定管理者業務の基準等

指定管理者は、施設利用者等における利用の安全・安心の確保、施設の保全、管理・運営を業務運営の基本とし、施設の設置目的を実現し、かつ、施設機能を最大限発揮させるため指定管理業務を効果的・効率的に実施することとします。

この業務を行うに当たっての基本的事項は、次のとおりです。詳細は、光市三島温泉健康交流施設指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）によります。

(1) 開館時間

午前10時から午後9時まで。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(2) 休館日

ア 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後において最も近い休日以外の日)

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更することができる。

(3) 関係法令等の遵守

関係法令、条例等を遵守すること。

(4) 設備及び物品管理

施設設備及び物品について、適切な維持管理を行うとともに、最良な状態を維持し、利用者の安全を確保すること。

(5) 個人情報の取扱い

業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報は、適切に取り扱うこと。

(6) 電力調達の方法等について積極的に検討を行う等、管理費の削減に努めること。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定において定めることとします。

3 指定管理者業務の範囲

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務（利用料金制）
- (4) 施設利用の促進に関する業務（自主事業の企画及び実施、広報活動等）
- (5) 前各号に掲げる各業務に付随する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年）とする。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格・条件

応募することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体です（個人での応募は不可）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号）及び光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第15号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税、市県民税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく、更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又はこれに類する団体でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又はこれに類する団体でないこと。
- (9) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものに該当しないこと。

6 提出書類

申請に当たっては、次の書類を10部（正本1部、副本9部（うち1部は製本しないも

の)を提出してください(各書類の説明については、「(別添)提出書類一覧」を参照のこと。)。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書【光市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年光市規則第43号)に定める様式】
- (2) 事業計画書【様式第1号】
- (3) 指定管理収支予算書【様式第2号】
- (4) 指定期間収支計画書【任意様式】
- (5) 指定管理自主事業計画書【様式第3号】
- (6) 誓約書【様式第4号】
- (7) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類(法人以外の団体は会則等及び構成員名簿等これらに相当する書類)
- (8) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (9) 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、財産目録、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (10) 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類
- (11) 市税等の滞納がないことの証明書(完納証明書。提出日において3箇月以内のものであって、法人の場合は法人及び代表者(ただし、設立1年未満の場合は代表者)、法人以外の団体の場合は代表者のもの)

7 管理に要する費用

三島温泉健康交流施設は、三島温泉の泉源を活用した、市民の福祉の向上と健康増進を図る施設として、質の高いサービス、利用者にとって快適な環境を構築し、施設の利用促進を目指すこととしています。

事業計画書、指定管理収支予算書、指定期間収支計画書等の作成に当たっては、経験値によるほか、業務仕様書及び光市三島温泉健康交流施設条例(平成23年光市条例第18号)(以下「健康交流施設条例」という。)等を参考にしてください。

なお、本施設に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項に規定する利用料金制(指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受)を採用するとともに、施設の設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施を求めています。

(1) 利用料金の取扱い

利用料金の額は、健康交流施設条例で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定め、指定管理者の収入として収受するものとします。

(2) 自主事業

指定管理者は、三島温泉健康交流施設の設置目的を効果的に達成するため、当該施設を活用し自主事業を実施することができます。自主事業とは、指定管理者が三島温

泉健康交流施設内（参考資料1 所要室一覧表参照）において、あらかじめ市長の承認を得て、健康教室、イベント、物販（弁当販売等）等を行い、条例で定める利用料以外の料金を利用者から徴収するなどして収入を得る事業のことをいいます。

ア 自主事業により収入を得た場合には、その収入は指定管理者に帰属します。なお、実施に要する経費は指定管理者の負担となります。

イ 自主事業実施の可否は本施設の設置目的に照らして判断することとなりますが、設置目的を踏まえてふさわしくないと判断される事業の場合は、実施を承認しないことがあります。

ウ 自主事業が、本来事業（指定管理業務）に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止を命じる場合があります。

（3） 指定管理料の額

本施設の管理運営に要する費用については、指定管理者は利用料金、その他収入及び市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営するものとしており、施設の利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入となります。

ア 指定管理料の基準額

市が支払う指定管理料の額は、光市議会における審議を経て決定される金額となります。

ただし、本提案における基準額は、1年当たり23,000千円（消費税及び地方消費税含む。）とし、本額を上限とします。

なお、光市が支払う指定管理料は、「光市三島温泉健康交流施設指定管理者業務仕様書」を変更する場合、又は「リスク分担表」に該当する事態が発生した場合を除き、指定期間中は原則、固定金額（指定管理料の変更はしない）としますが、条例の改正その他特別の理由により利用料金の基準が改定されたときは、これに伴う指定管理料積算上の利用料金収入の増減額を勘案し、指定管理料の額について変更の協議を行うものとします。

申請者は、経験値によるほか、業務仕様書及び指定管理収支予算書作成要領（参考資料4）等を参考に次の①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

施設の設置目的や利用者の利便性等を考慮した料金設定も可能です。

積算項目	内 訳
① 管理運営経費 (支出)	人件費、管理費（光熱水費、メンテナンス費、清掃費、保守費、消耗品費、リース料、通信運搬費、広告費、保険料等）等施設を管理運営するに当たり必要となる経費
② 利用料金収入 (収入)	利用料金
指定管理料の額＝①－②	

8 申請の手続き

(1) 募集要項の配布期間

ア 配布期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月21日（金）まで（ただし、土・日曜日及び祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布方法

福祉保健部福祉総務課窓口にて配布します。また、光市ホームページからダウンロードすることもできます。（アドレス <https://www.city.hikari.lg.jp/>）

(2) 公募に関する質問

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月21日（金）まで（ただし、土・日曜日及び祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法

質問書【様式第5号】に記入の上、持参、FAX又は電子メールで提出してください。

ウ 回答方法

質問者及び申請者全員に対し、FAX又は電子メールで回答します。

(3) 申請書類

ア 提出先

光市福祉保健部福祉総務課

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」内

イ 提出部数

正本1部、副本9部（うち1部は製本しないもの）を提出してください。

ウ 提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月28日（金）まで（ただし、土・日曜日及び祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、書留郵便、配達記録郵便のいずれかにより、最終日の午後5時15分までに必着のこととします。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

※申請に要する経費等は全て申請者の負担とします。

エ 申請書類の内容

（別添）提出書類一覧のとおり

9 選定方法

(1) 資格審査

申請書等の提出後、当該申請者の申請資格について、審査を行います。

(2) 選定

申請資格を有すると認められた申請者のうち、次項の選定基準に照らし、最も適当と認められる団体を指定管理候補者として選定します。

なお、指定管理候補者の選定に当たっては、選定を公平かつ適正に行う観点から、別に設置する選定委員会の審査を経ることとします。

(3) その他

審査の結果、適当と認められる団体がない場合は、該当なしとすることがあります。

また、指定管理候補者（優先候補者）との協議が成立しない場合、第2順位、第3順位者と順次協議を行います。

10 選定基準等

次の基準に基づき、公平かつ適正に審査し、選考します。

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している又は確保できる見込みがあるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該施設の設置目的を効果的に達成するための能力を有しており、かつ、市の方針に沿ったものであること。
- (5) 事業計画書には、必ず次の事項を記載すること。

ア 基本的事項【団体の理念】

- (ア) 団体の経営方針等
- (イ) 指定管理者の指定を申請した理由
- (ウ) 施設に対する考え方及び将来展望

イ 経営基盤・運営実績【管理を受託するに当たっての経営方針について】

- (ア) 管理運営の基本方針
- (イ) 経営基盤
- (ウ) 運営実績

ウ 事業計画

- (ア) サービスの向上に関する事項
- (イ) 利用者の施設利用に関する事項
- (ウ) 組織体制、人員配置等に関する事項
- (エ) 安全管理への取組に関する事項
- (オ) 施設・設備の維持管理等に関する事項
- (カ) 自主事業の実施に関する事項

- (キ) 個人情報及び情報公開に関する事項
- (ク) その他に関する事項
- (ケ) 収支予算、収支計画に関する事項

11 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) その他、不相当と認められる場合

12 選定の時期及び結果

令和8年11月末までに指定管理候補者の選定を予定しており、結果については、各申請者に文書で通知します。

13 指定管理者の決定及び指定管理料

- (1) 指定管理者は、光市議会の議決（指定）を経て決定されます。
- (2) 指定管理者決定後、市と指定管理者との間で基本協定及び年度協定を締結しますが、指定管理料は提出された事業計画書に基づき、各会計年度の予算額以内で年度協定書において定めます。

14 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します（使用は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。）。
- (3) 提出された書類は、光市情報公開条例（平成16年光市条例第11号）の規定に基づく情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 現地説明会は、7月27日（月）の休館日で実施します。参加を希望される場合は、企業名及び参加人数を下記問合せ先までメールで御連絡ください。

《問合せ先》

光市福祉保健部福祉総務課

担当：池田

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」内

TEL (0833)74-3000

FAX (0833)74-3070

E-mail:fukushi@city.hikari.lg.jp

(別添) 提出書類一覧

①	指定管理者指定申請書	別記様式
②	事業計画書	様式第1号 事業計画書 様式第2号 指定管理収支予算書 指定期間収支計画書 (任意様式) 様式第3号 指定管理自主事業計画書
③	誓約書	様式第4号 誓約書 応募資格・条件を満たす旨の誓約書
④	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	法人以外の団体にあつては会則等及び構成員名簿等これらに相当する書類
⑤	登記事項証明書	法人の場合
⑥	申請書を提出する日の属する事業年度の前3年度における団体の貸借対照表、財産目録、収支決算書その他財務の状況を明らかにする書類	前3年度 (法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類)。ただし、申請の日に属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録 (法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類)
⑦	申請書を提出する日の属する事業年度の前3年度における団体の事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類	前3年度 (法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類)。ただし、申請の日に属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における業務内容書類 (法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類)
⑧	市税等の納税証明書	直近1年間の証明書 (提出日において発行の日から3箇月以内のもの) で、法人の場合は、法人及び代表者のもの (設立1年未満の場合は代表者) 法人以外の団体は代表者のもの

《参考》申請書等様式及び別紙資料一覧

1 申請書等様式

- ・ 指定管理者指定申請書 (別記様式)
- ・ 事業計画書 (様式第1号)
- ・ 指定管理収支予算書 (様式第2号)
- ・ 指定期間収支計画書 (任意様式)
- ・ 指定管理自主事業計画書 (様式第3号)
- ・ 誓約書 (様式第4号)
- ・ 質問書 (様式第5号)

2 別紙資料

- ・ 光市三島温泉健康交流施設指定管理者業務仕様書 (別紙 1)
- ・ リスク分担表 (別紙 2)
- ・ 所要室一覧表 (参考資料 1)
- ・ 施設図面 (参考資料 2)
- ・ 備品一覧表 (参考資料 3)
- ・ 指定管理収支予算書作成要領 (参考資料 4)